

国住戦官第54号
令和7年7月24日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

令和7年度「住生活月間」の実施について

住宅行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅の「量」の確保を図る政策から住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、同法第7条においては、国、地方公共団体の責務として「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない」ことが明記されました。

国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、先般の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」を「住生活月間」に改めるとともに、省庁横断的な推進体制の構築のために新たに設置された「住生活安定向上施策推進会議」の構成省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省）の協力の下に、広範な関係機関・団体の参加を得て、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を強力に推進することとしています。

更に、令和3年3月19日には、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定しており、引き続き、本計画に基づき、関係行政機関が連携して国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

つきましては、別添実施要綱のとおり「住生活月間」を実施することとしておりますので、本月間の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等について格別の御協力をいただきますようお願いいたします。